

令和5年度 第2回香取市農業委員会総会議事録

令和5年5月9日

5月9日（火）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁7階全員協議会室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括方式）の決定について
日程第5 議案第5号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第8 報告第3号 農地法施行規則第29条第1項に関する農地転用の届出について
日程第9 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	2番	成	毛	和	弘	
3番	熱	田	英	夫	4番	芹	川		幹	
5番	鈴	木	健	夫	6番	山	田	宏	一	
7番	栗	山	雅	幸	8番	石	橋	清	勝	
9番	平	川	君	子	10番	寺	島	美	幸	
11番	海	老	澤	武	12番	飯	森		孝	
13番	高	松	多	可	史	14番	片	野	壽	夫
15番	富	澤	克	彦	16番	菅	谷	樹	雄	
17番	鵜	澤	幹	司	18番	林		藤	江	
19番	伊	藤		寛						

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志
農地班長 越 川 泰 克
主 査 圓 藤 大 輔

管理班長 鴫 田 静 子
主 査 岡 善 子

開会 午後 3時00分

事務局農地班長 委員の皆様、大変お疲れさまでございます。

会議に入る前にちょっと訂正がありましたので、申し上げます。

議案書の3ページ、整理番号の3番でございます。

権利の内容が使用貸借権の移転と記載しておりますが、これにつきましては、使用貸借権の設定ということで訂正をお願いしたいと思います。使用貸借権の設定ですね。

(「3ページでしょう」の声あり)

事務局農地班長 3ページの整理番号3番です。裏は所有権移転で、一応使用貸借権も移転と設定がございまして、今回これは設定のほうが正しいということで、訂正をお願いいたします。大変失礼しました。

議長 まず、本日の出席委員の確認をいたします。本日の出席委員は19名で全員です。したがって、本日の総会は成立をしております。

◎開 会

議長 ただいまから令和5年度第2回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選出

議長 最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、5番 鈴木健夫委員、14番 片野壽夫委員の2名をご指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案についてお諮りをいたします。

本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第9 報告第4号をご提案申し上げます。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 まず、日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求めます。令和5年5月9日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

議案書のページは、1ページから2ページです。整理番号は1番から4番です。

整理番号1番及び4番は、譲受人が自作地の隣接で耕作利便のため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号2番は、譲受人が新規就農のため、賃借権により農地を借り受けるものです。

整理番号3番は、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買により所有権移転を受けるものです。

以上4件でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班班長 平川君子委員。

9番平川委員 議案第1号、去る4月26日水曜日、午後1時30分より市役所301会議室において、第3班の事前審査会を開催しました。提出されました農地法第3条の案件は、4件であります。案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も

適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 長 ありがとうございます。

次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番について、1番 木内恒幸委員。

1番木内委員 整理番号1番について、都祭推進委員さんと現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が相続にて取得したものの、農業経営を行なっておらず、また、香取市内に当該農地1筆のみの所有であるため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。申請地は、譲受人の自作地の隣接にあり、通作に支障がないことから、所有権移転後も、農地の良好な維持管理が行われると思えます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 長 次に、整理番号2番について、10番 寺島美幸委員。

10番寺島委員 それでは、整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営に参入するため、譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものです。譲受人は、さつまいもの作付計画があり、スーパーマーケットや家庭用宅配、飲食店等で販売する計画で、5年後の経営面積は1ヘクタールを目標としています。農業経営の実施計画書も香取農業事務所において、指導を受けながら計画を立てており、その内容においても適正であり、賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 長 次に、整理番号3番について、11番 海老澤 武委員。

11番海老澤委員 整理番号3番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が遠隔地に居住し耕作できないため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。申請地は、譲受人の自宅から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思

ます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 最後に、整理番号4番について、16番 菅谷樹雄委員。

16番菅谷委員 整理番号4番について、宇井推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営規模縮小のため農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。申請地は、譲受人の自作地の隣接であり、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 次に、日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和5年5月9日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
議案の概要を説明します。

議案書のページは、3ページから6ページ、整理番号は1番から10番です。

転用の目的別に概要を説明します。

整理番号1番、転用目的は貸家住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地と判断しました。

整理番号2番、転用目的は事務所・作業準備棟・倉庫用地で、権利の内容は所有権移転です。申請地の農地区分は、農地法施行規則第43条第2号ロに規定する道路の出入口、これは具体的には〇〇〇〇〇〇〇〇〇の出入口から300メートル以内に位置することから、第3種農地になります。

整理番号3番、7番及び8番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は、整理番号3番及び7番が使用貸借権設定、整理番号8番が所有権移転です。申請地の農地区分は、第1種農地不許可例外事由のIと判断しました。

整理番号5番、転用目的は店舗及び駐車場用地で、権利の内容は所有権移転です。申請地の農地区分は、第1種農地不許可例外事由のIと判断しました。

整理番号4番、6番、9番、10番です。転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は、整理番号4番及び6番が所有権移転、整理番号9番及び10番が地上権設定です。各申請地の農地区分は、整理番号4番が農地法施行規則第43条第2号イに規定する鉄道等の出入口から300メートル以内に位置することから、第3種農地になります。整理番号6番、8番、9番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えるため、第2種農地と判断しました。

以上、10件です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班班長 平川君子委員。

9番平川委員 議案第2号、事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は、10件であります。書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番、2番、3番について、4番 芹川 幹委員。

4番芹川委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇の十字路を〇〇〇〇のほうに向かって〇〇の〇〇〇〇を越えてすぐ左に行きます。その後すぐ左に行って、すぐにまた〇〇〇〇がありますから、それを越

えて、正面にあります。

譲受人は〇〇市で不動産を営む法人で、安定した収入を得るために、〇〇〇〇〇〇〇〇近くでアパートの需要が見込める申請地で、〇〇〇〇を建築する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等はいりません。排水は、雨水は敷地内で浸透処理し、汚水、雑排水は合併浄化槽で浄化の上、U字溝に放流します。

また、隣接する農地、排水路、道路に土砂等の流出がないように土留めを行い、工事を行います。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題がないと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇の十字路〇左に〇〇のほうに向かいまして、そのまま行きますと、〇〇〇〇の駐車場があります。その手前なんですけれども。

譲受人は、〇〇で建築業を営む法人ですが、業務内容の一つである〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇業を効率よく行うため、〇〇〇〇〇〇〇に近い申請地で新社屋を建築する計画をしたものです。

申請地は、埋立て等はいりません。

排水は、雨水は浸透枡を設置し、あふれた分は道路側溝へ放流します。汚水、雑排水は、合併浄化槽で浄化の上、道路側溝へ放流します。

また、隣接する農地はありません。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

これで調査報告を終わります。

第3番目です。これは、〇〇から〇〇へ向かう途中で、〇〇〇〇〇〇という信号があります。そこを〇に曲がって行きますと、〇〇の橋があります。それを越えて行きますと、〇側に〇〇〇さんがあって、その先に〇側に〇〇〇〇の案内板があります。その〇なんですけれども、この申請は、譲受人は〇〇在住の会社員で、現在、両親と実家に住んでいますが、実家の老朽化に伴い、〇〇〇である申請地で専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地は、埋立て等はいりません。

敷地内で浸透処理します。

また、隣接する農地はありません。

なお、申請地は、〇〇土地改良区より水路への排水同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号6番、7番について、9番 平川君子委員。

9番平川委員 整理番号6番について、伊東推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇より〇〇に向かう途中です。

譲受人は、〇〇市に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、山林に囲まれた小規模な農地である申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理し、また、隣接する農地との境界にフェンスを設け、営農への被害を防止します。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

次に、整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

譲受人は、〇〇市在住の会社員ですが、子供の誕生を機に、将来の両親の介護も考え、〇〇の〇である申請地に、専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水は、雨水は敷地内で自然浸透とし、汚水、雑排水は合併浄化槽で浄化の上、蒸発散装置で敷地内処理をします。

また、隣接する農地は、土砂の流出がないよう土留めをします。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号8番について、12番 飯森 孝委員。

1 2番飯森委員 整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明します。

なお、高木推進委員さんには電話にて説明してあります。

場所は、○○○○○○○○○○から○へ約○○○メートル行くと○○○○○○○○○○があり、そこからまた○○○メートルくらい先を行ったところの○側に○○○○ありますが、この○○○○のところを曲がって、○○メートルぐらい行ったところでは、その○○○○の○になります。

譲受人は、○○在住の会社員ですが、現在は○○で両親と暮らしているが、子供の成長に伴い、○○が手狭となったため、申請地で専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水は、雨水、汚水、雑排水は接続予定の公共下水道へ放流します。

また、隣接する農地はありません。

なお、申請地は、○○○○○土地改良区より転用の同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 最後に、整理番号9番、10番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 整理番号9番について、小林推進委員と現地調査等を行った結果を説明させていただきます。

場所につきましては、○○○○○○○○○○店のあります○○の交差点より、○市方面へ約○○○メートル進んだところにあります○○○○○を右折し、○○地区方面へ約1キロメートル進んだところにあります。

譲受人は、○○○○○市に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地は、公道に面していないため、整理番号10番で説明いたします隣接する土地に通路を設置することで、所有者より通行同意を得て、その場所を使用するとなっております。

工事の際、埋立て等はいりません。

排水は、雨水のみで敷地内で浸透処理し、また、隣接する農地との境界にフェンスを設け、営農への被害を防止します。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用

の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、整理番号9番の調査報告を終わります。

続きまして、整理番号10番について、小林推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

場所につきましては、先ほどの整理番号9番の隣接地となります。

譲受人は、〇〇市に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

また、申請地は、隣接農地に建てる太陽光発電施設の敷地の一部を進入用通路として設けます。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理し、また、隣接する農地との境にフェンスを設け、営農への被害を防止します。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 次に、日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。令和5年5月9日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案書のページは、7ページから9ページで、整理番号は1番から10番です。

なお、利用集積計画の概要については、議案書の附属資料のとおりでございます。

以上、10件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括方式）の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括方式）の決定について審議を求める。令和5年5月9日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案書のページは、10ページから55ページで、整理番号は1番から84番です。

利用集積計画の概要につきましては、議案書の附属資料のとおりでございます。

以上の84件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に関わる事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第4号、整理番号56番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決をいたします。

議案第4号、整理番号56番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、整理番号56番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号の整理番号56番を除く83件について審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号の整理番号56番を除く83件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第4号の整理番号56番を除く83件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定による意見について審議を求める。令和5年5月9日提出、香取市農業委員会会長
伊藤 寛。

事業計画別に概要説明を申し上げます。

議案書のページは、56ページから57ページで、整理番号は1番から6番です。

整理番号1番、事業計画は駐車場用地です。申請地の農地区分は、第1種農地不許可例外事由のOと判断しました。

整理番号2番、事業計画は進入路用地です。申請地の農地区分は、第1種農地不許可例外事由のIと判断しました。

整理番号3番及び4番、事業計画は専用住宅用地です。申請地の農地区分は、第1種農地不許可例外事由のIと判断しました。

整理番号5番、事業計画は農業従業員の宿舍用地です。申請地の農地区分は、第1種農地不許可例外事由のIと判断しました。

整理番号6番、事業計画は太陽光発電施設用地の調整池です。申請地の農地区分は、第1種農地不許可例外事由のQと判断しました。

以上です。

以上6件でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班班長 平川君子委員。

9番平川委員 議案第5号、事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました香取市農業振興地域整備計画の変更に関する案件は、6件であります。

そのうち、整理番号1番から6番の6件については、写真及び書類等で審査した結果、転用可能な第1種農地の例外規定に該当すると考えられることから、問題ないとの意見でした。

よって、香取市農政課へ「問題なし」で意見進達するとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番について、1番 木内恒幸委員。

1番木内委員 整理番号1番について、現地調査を行った結果を説明します。

場所は、○道○○○号線、○○○○○○線を○○○方面から向かって○キロほど来て、○○○○○があります。その先を○に入って○○○メートルくらいの○側の○○沿いです。

事業計画者は、市内に所在する○○○○○○○を行う法人で、市内を中心に住宅建築を請け負っています。現在、工事用の重機や車両、従業員の自家用車は工場内で駐車しているため、○○の隣接地である申請地を駐車場とする計画です。また、計画地は農地の端に位置しており、農業振興地整備計画の除外については、立地及び内容とも特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号2番について、7番 栗山雅幸委員。

7番栗山委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、○○○○○を○○○側から渡りまして、○○○メートルほど行ったところを○折しまして、またさらに○○○メートル先を○折して、○○○メートルほど行ったところに現地があります。

事業計画者は、○○在住の会社員で、自宅の老朽化に伴い建て替えを検討していたところ、現在の進入路では、建築基準法に定める道路幅が足りないことから、道路幅員を確保するため、申請地を農振農用地から除外する計画です。また、計画地は、農地の端に位置しており、農業振興地域整備計画の除外については、立地及び内容とも特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号3番について、10番 寺島美幸委員。

10番寺島委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、○○○○○線を○○方面へ向かい、○○の信号を過ぎて、○○○メートルほど先の○側です。

事業計画者は、○○○○○○○在住の会社員で、現在は夫婦2人でアパート暮らしですが、子供の誕生を機に、実家近くで専用住宅を建築する計画です。また、計画地は、○道沿いの農地の端に位置しており、農業振興地域整備計画の除外については、立地及び内容

とも特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号4番について、17番 鶴澤幹司委員。

17番鶴澤委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ではありますが、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇より〇〇〇〇〇〇〇〇線方面へ向かいまして約〇〇〇メートル行ったところを〇折、また、〇〇〇メートル行ったところを〇折、〇〇メートル行った〇〇〇〇〇〇になります。

本件は、事業計画者は、〇〇市在住の会社員で、現在はアパートで家族と生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭になったことと、今後、母親の生活をサポートする必要があるため、〇〇の向かいとなる申請地で専用住宅を建築する計画であります。また、計画地は、農地の端に位置しており、農業振興地域整備計画の除外については、立地及び内容とも特に問題はないものと判断をいたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 最後に、整理番号5番、6番の2件について、18番 林 藤江委員。

18番林委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所ですが、〇〇から〇に向かう〇道の〇〇〇〇の信号を〇〇メートルほど旭のほうに向かい、〇に入った場所になります。

本件は、事業計画者は、市内に所在する〇〇〇〇で、市内で農産物出荷施設や野菜加工施設を運営しておりますが、ここで働く従業員や研修生の住まいをこの施設から近い場所に確保するため、宿舍を建築する計画です。また、計画地は、農地の端に位置しており、農業振興地域整備計画の除外については、立地及び内容とも特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

続いて、整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所ですが、〇〇〇〇〇〇〇から入りまして、上は〇〇〇〇から〇〇〇へ向かう道路の〇側になる山林の下の〇〇〇の田んぼになります。

事業計画者は、〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業を営む法人であります。林地開発により太陽光発電施設を設置する事業を進めていたところ、昨年大雨により土砂が水田に流出したため、調整池を設置しなければならなくなりました。申請地は、周辺農地に被害が拡大しないように、既に調整池の一部となっており、顛末書が提出されています。また、計画地は、農地の端に位置しており、農業振興地域整備計画の除外については、立地

及び内容とも特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号についての意見は、問題なしとすることとご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号についての意見は、問題なしとすることに決定いたします。

◎日程第6 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和5年5月9日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は5件です。

◎日程第7 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。令和5年5月9日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は9件です。

◎日程第8 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。令和5年5月9日提出、香取市農業委員会会長、伊藤 寛。

届出は1件であります。

◎日程第9 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。令和5年5月9日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

以上、報告を申し上げます。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこれをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時55分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人